平成22年9月8日

第39回社会保障審議会医療保険部会提出資料

社団法人 日本助産師会 副会長 毛利多恵子

平成23年度以降の出産育児一時金制度についての要望

当会は、第38回社会保障審議会医療保険部会における意見や提案を全国の助産所に伝え再度意見聴取を行いました。その結果、平成23年度からの出産育児一時金制度は、被保険者と保険者との締結とし、妊産婦の経済的負担の軽減、女性が選択できる方法とすること、分娩機関の事務手続きの簡素化と早期入金が考慮される制度となるよう以下の事項を要望いたします。

1 女性が選択できる出産育児一時金制度として次のことが考慮された制度とする。

- 1) 出産育児一時金の請求と支給は、被保険者と保険者間での完結を原則とすること。
- 2) 出産育児一時金は、被保険者が妊娠中期以降事前申請すれば、出産事実の通知後早期に受領することができること。
- 3) 被保険者が振込指定制度を希望した場合は、出産育児一時金の一部または全部を分娩施設等への支払いにあてることができること。以前の制度であった出産育児一時金の事前申請による受取代理人制度に事前申請時期を早め出産通知後、早期の入金システムに変更していただきたい。
- 4) 事前申請や出産事実通知の事務手続きは簡素化されること。
- 5) 出産育児一時金は、産後の育児不安、産後の1か月健康診査、母乳育児支援、育児支援、 産後うつの支援など女性が多様に使える補助券の発行等、育児一時金の確保すること。

2 社会保障の視点からより充実した制度となるための要望事項

- 1) 保険金未払い者であっても差し引かれることなく満額支給され、無保険者など受給資格のない女性への配慮もなされること。
- 2) 児童福祉法第22条における入院助産制度でも出産育児一時金と同額が支給されること。